一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町山畑字赤峰後平三六三九、字赤峰道下三六八一の一、三六八一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市宮摺町二八〇のヨ・二八一の口四・二八一の口五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六一のロの九、二六一のロの一七、二六一のロの一八、二七五、二七六、二七七の二、二七七の四、二八〇のヲ、二九二の一三、二九二の一四、二九二の一八、四三六の一、四三六のイの一四から四三六のイの一六まで、四三六のイの一八、四三六のイの二〇、四三六のイの二二、四三六のイの二三、四三六のイの二五、四三六のイの二七から四三六のイの二九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
宮摺町二七五・四三六のイの二二・四三六のイの二五・四三六のイの二八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇のヨ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町北本町字南羽毛合八一七の三、字刈水一〇一九の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡長与町丸田郷字打越一〇一八の一、一〇一九の一から一〇一九の三まで、一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三三の四、一〇三三の五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡高原町大字広原字木場野五九三二の一、五九三二の五、五九三二の六、五九三二の一四、五九三二の一五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字木場野五九三二の一、五九三二の六・五九三二の一四・五九三二の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字石河内字糸山七三二、七三三、七三六、七三九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和